

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 26 日現在

機関番号：32647

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26381341

研究課題名（和文）インクルーシブ教育の観点からみた特別支援学校分校・分教室の共生・共育の創出

研究課題名（英文）Inclusive Education in Branch & Unit of Special Schools in Regular Schools in Japan

研究代表者

柳本 雄次（Yanagimoto, Yuji）

東京家政大学・子ども学部・教授

研究者番号：30114143

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：通常学校設置の特別支援学校の分校・分教室における共生・共育の現状を把握し、今後のインクルーシブ教育の課題を論じるため、設置の歴史的経緯、分校・分教室の実態、交流及び共同学習の実態、今後のインクルーシブ教育に向けた課題を検討・考察した。その結果、分校・分教室設置の背景要因として、近年の特別支援学校の過大化や狭隘化への行政的対応、軽度知的障害生徒の職業教育の充実、過重な通学負担の軽減とともに、従前からのノーマライゼーション理念に基づいた共生・共育の取り組みがインクルーシブ教育の観点から創出されていることが考察された。

研究成果の概要（英文）：The study attempted to analyze current situations of co-education in the branches and units of special schools attached regular schools in advanced examples of several prefectures in Japan and to discuss the future issues of inclusive education practices. In result, as the background factors the administrative measures dissolving the extreme large schoolscale and narrow facilities and reducing over-burden of students' schooling as well as attempts producing inclusive education system based on normalization concept are considered.

研究分野：特別支援教育

キーワード：特別支援学校 分校・分教室 共生・共育 インクルーシブ教育 交流及び共同学習 特別支援教育推進計画

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の障害児教育は特殊教育から特別支援教育へと制度的に転換したが、特別支援教育はノーマライゼーション、インクルージョンといった国際的な動向を踏まえてはいるが、特殊教育の諸課題を根本的に解決したものといえず、いま障害者の権利条約の批准に向け、改めてインクルーシブ教育との関係が問われている。

(2) インクルーシブ教育に関しては、サラマンカ宣言以後、国内・国外を問わず理念的・実践的な研究は行われているものの、その概念が個人・地域・国レベルでも多様に解され必ずしも明確でないため、いまだ定型的な結論は出ていない。本年度より文部科学省においてインクルーシブ教育システム構築事業の一つとして、交流及び共同学習の形で追求するモデル事業を始めたが、分校・分教室の形態は位置的統合の特性からも今後注目されるであろう。

(3) 特別支援学校の分校・分教室の通常学校への設置を、教育委員会として先進的に進めてきた都道府県として、静岡県が例が著名で、静岡方式とも呼ばれる。同県では、「共生・共育」という理念に基づいて1999年にまず小学校内に養護学校小・中学部分校を設置し、2002年には高等学校内に全国で初めて養護学校高等部分校を設置し、2012年度現在、10校設置している。また、静岡県教育計画「人づくり」2010プラン後期計画において「心のユニバーサル・デザイン」の視点に立ち、地域の通常学校に特別支援学校を併設する総合的な学校の構想を推進している。

2. 研究の目的

静岡県の事例を中心に、障害児教育における特別支援学校の分校・分教室の設置の歴史的経緯、分校・分教室と通常学校との交流及び共同学習と連携の実情、静岡県の特別支援学校分校の共生・共育の実態と課題、神奈川県・埼玉県・山形県等の分校・分教室の実態と課題、北欧等外国の障害児教育の動向について、インクルーシブ教育の観点から、分校・分教室の取り組む方向性を地域性・専門性の視点を含め多角的かつ批判的に分析することを目的とした。

3. 研究の方法

研究の方法は、以下の(1)を個人単独で、(2)を研究協力者との共同で主に実施した。
(1) 実態調査及び半構造化面接を、静岡県教育委員会、特別支援学校分校・分教室の教員及び生徒を対象に実施すること、他の都道府県の教育委員会、分校・分教室設置の特別支援学校を対象に実施すること、分校・分教室設置への全国的な動向を把握するため、各都道府県の特別支援教育推進計画・整備計画を分析すること。

(2) 研究協力者と共同体制で日本特殊教育学会において自主シンポジウム等を開催し、インクルーシブ教育の観点から通常学校設置の特別支援学校分校・分教室における共生・共育の実態と課題を当該学校の関係者に発表してもらい、全体で協議すること、最終年度に研究成果として分校・分教室の実態と課題を総合的かつ批判的に考察して報告すること。

4. 研究成果

(1) 特別支援学校分校・分教室設置の背景要因は、その時代や社会状況によって、むしろ個別事情によっても差異がみられる。初期には障害児福祉・医療施設内に設置された施設内学級が小・中学校や養護学校の分校・分教室と認可された事例が多かった。

通常学校設置の分校・分教室は1999年度に静岡・群馬県の小学校に設置されたものが嚆矢である。その後全国的に展開した通常学校への分校・分教室設置の背景要因は、近年の知的障害特別支援学校の在籍者増、とりわけ高等部生徒の急増による過大規模化・狭隘化への対応策として、児童生徒数減で生じた小・中学校や高等学校の余裕校舎・教室を活用することが迅速かつ財政的に得策との行政的な判断であろう。

こうした行政優位の方策としての通常学校への設置であれば、在籍者が減少に転じたときにいち早く分校・分教室の閉鎖が実行されることになるかと予測される。しかし、ノーマライゼーション理念による共生・共育を先進的に進める一部県では、たとえ規模縮小に転じても、分校・分教室形態の良さを認識し、存続させたい意向がみられた。

高等部段階の軽度の知的障害の生徒に職業教育の充実が要請され、その方策として、長野や静岡、兵庫県などで職業系・総合制の高等学校に高等部分校・分教室を設置し、併設高等学校の施設と教職員の専門性を活用する取り組みがみられた。この高等学校への併設は、両校の生徒同士の日常的な接触や交流及び共同学習が互いの社会力を高め、就労の進路実績に反映していると言及される。

義務教育段階では通学負担・困難の問題解消に、特別支援学校の未整備地域に余裕施設(小・中学校、公的施設等)を活用した分校・分教室設置が行われている。

(2) 障害者の権利条約の批准後、中教審特別委員会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」に依拠し、「連続性のある『多様な学びの場』を用意し¹⁾」という文言が都道府県の特別支援教育推進計画に押し込まれたように纏められている。

各都道府県で策定されている特別支援教育基本計画を通覧すると、概して総論的で類似した文言を散見できるものの、計画内容(副題)・目次のユニークな表記からはそれ

それぞれの地域特性を垣間見ることができた。特に従前からノーマライゼーション理念や共生・共育を謳った都道府県ではその伝統が現在まで揺るがず継承されている傾向がうかがえる。

多様な学びの場について、自治体の一部では通常学校に特別支援学級、通級指導教室の他に、特別支援学校を併設したり、特別支援教室(リソースルーム)を設置したり、様々な校内・校外の資源を活用して全校児童生徒の個別ニーズに対応するきめ細かな体制づくりに取り組んでいる。

現今のインクルーシブ教育システム構築の推進の核ともいえる交流及び共同学習も、当該の学校間で居住地校交流あるいは副次的学籍で活性化しようにも限界がある。そのためには、小・中学校と近接した場所に特別支援学校を設立すること、あるいは小・中学校の敷地・校舎内に特別支援学校分校・分教室を設置すること、その場合に両校の教職員の兼務発令を検討することなどが顧慮されよう。

(3) 今後の障害児教育システム構築の方向性に関連させて

かつて特殊教育の実態とその課題を把握しインクルージョン等の国際的動向を踏まえて今後の特別教育の方向性とシステムを提言した中で、障害児教育システムを検討するための基本的観点として、「専門性」、「地域性」、「共同性」の3つの機軸を設定した(図-1参照)。さらに、地域を3層の圏域に区分し、義務教育段階では学籍一元化などを提言した。障害固有の特性に対する専門性よりも、地域性、共同性を重視し、障害のある子どもはできる限り居住地の小・中学校で、障害のない子どもと共に学ぶ教育を受けること、特別学校を地域の特性や学校の機能を考慮し

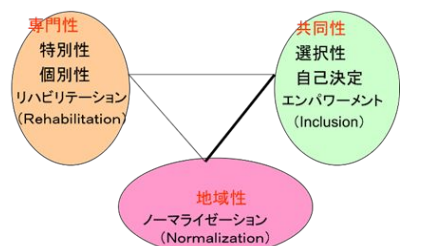


図-1 障害児教育システムの基本的観点⁴⁾

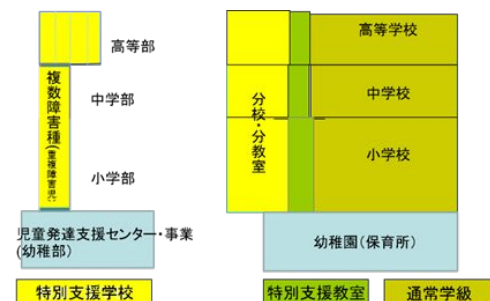


図-2 特別支援教育の学校体系⁴⁾

て2つのタイプに再編し、その一つとして、比較的小規模で適正に分散化したノンカテゴリーカルな特別学校を挙げた。それは地域性を重視したもので、通学負担の軽減や地域交流の促進を図ることであった。その場合に、小中学校の空き校舎や空き教室を活用して特別学校の分校・分教室を分散設置すること(図-2参照)も提言した。²⁾

また、最近も「地域性・共同性の観点からは、通常学校の空き校舎や空き教室を活用して特別支援学校の分校・分教室を適正に分散設置する。通常学校の敷地に特別支援学校が設置されることにより、両校の子どもとの交流や共同学習を通じた教育連携も実施しやすくなる。将来的には、この分校・分教室を通常学校の特別支援教室(固定式学級)に組織替えする。その際に設置者と教員の身分を都道府県から市町村に移す。ただし、組織替えした特別支援教室の施設基準は特別支援学校に準じたものとし、都道府県の指導援助を受ける」⁴⁾ことを論じた。

ところが、都道府県から市町村への地方分権の流れと逆行している動きが、例えば群馬・静岡県で市立特別支援学校の県立移管として起きている。川崎市の重複障害児対象の特別支援学級たんぼば学級が市立支援学校の分教室に移行している。地域性・共同性の観点からは、筆者として疑問を感じるが、これらの動向の詳細な分析については後日を期したい。

その一方で、財政状況の厳しい中で現行制度の一定の拘束はあるものの、新たなチャレンジが始まる兆しを予感する。インクルーシブ教育の観点から義務教育段階では、豊中市で実践されている居住地の小・中学校の通常学級(原学級)において障害のある子どもとない子どもが共に学び共に育ち合う「分けない」教育が基本とされている。能力や障害の状態の多様な子どもたちが、個別の教育的ニーズに応じて適切な教育を受けるため、現行では小・中学校には通常学級、通級指導教室、特別支援学級が設置されるが、地域によっては特別支援教室(リソースルーム)や巡回指導等を柔軟に利用して共に学ぶことのできる多様な学びの仕組みが工夫され、実施されている。

神奈川県が教育委員会にインクルーシブ教育推進課を独立させ、推進事業として始める多様な場を超えた「みんなの教室」の創設や知的障害生徒を高等学校に受入れるパイロット実践校の試みはどうかの楽しみだし、実績のある大阪府独自の高等学校における知的障害児を対象とした自立支援コースや共生推進教室の実践、豊中市の伝統的な原学級の取り組みはこれからも不易流行でさらに発展させてほしい。

(4) 特別支援学校分校・分教室と併設の通常学校との交流及び共同学習は、独立した特別支援学校のそれと比較すると、両校児童生徒

同士の共生意識や地域住民の理解啓発に格段の実績を上げている。

日本特殊教育学会の自主シンポジウムにおいて、当該学校関係者による交流及び共同学習の実践についての話題提供及び研究成果報告書の投稿により、こうした位置的統合(近接)による休み時間や昼食時の日常的接触、学校行事や生徒会、部活動等の交流活動、教科や作業等の共同学習を通じた効果が明確に示された。

特に高等部分校・分教室の軽度知的障害生徒の職業教育において、校内の施設・設備の限界を克服する取り組みとして地域の企業等との連携協力の下に、デュアルシステムの導入が進展している。

(5)共生・共育を創出させるには、共同学習を可能とする教育課程の弾力化、個別化を骨子とする学習指導要領の改訂が望まれる。

通常学級の子どもは教育課程の厳守が前提で小・中学校学習指導要領に示された教科の内容を一律に履修しなければいけないとしたら、教育内容と教育の場の強固な結びつきから共同学習の実施は小学校の低学年の間はまだしも、高学年になればなるほど見込めなくなるであろう。³⁾

障害者の権利条約に規定されるインクルーシブ教育システム構の構築を推進するならば、完全な包摂(full inclusion)を目標として、学習指導要領の改訂において、児童生徒は元来同質の存在ではなく異質の個性的な存在であると捉え、通常学校と特別支援学校(知的障害)とを通底させるより柔軟な教育課程を定め、それに即した教科内容や授業への配慮が必要となろう。

教科指導法としても一斉画一の指導形態を克服して、一人ひとりの児童生徒に対する教育の個別化を図るためには、児童生徒の主体的活動を中心に据えた、かつて経験主義教育で試みられ、今日も知的障害教育で主流をなす生活単元的学習の形態を活かすこと、今回の学習指導要領改訂で話題とされる自主型学習(アクティブラーニング)に積極的に取り組むことが必要であろう。

<引用文献>

- 1)中央教育審議会初等教育分科会(2012)共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)
- 2)日本特殊教育学会障害児教育システム研究委員会(1999)特別教育システムの構想と提言、特殊教育学研究,36(5),154-163.
- 3)浦崎源次(2017)インクルーシブ教育の観点からみた教育課程の課題,運動障害教育・福祉研究,第12号,205-220.
- 4)渡邊健治編著(2012)特別支援教育からインクルーシブ教育への展望,クリエイツかもがわ

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計10件)

柳本雄次,長野県における通常学校に併設の分校・分教室の取り組み-特別支援教育地域化推進事業を中心に-,運動障害教育・福祉研究,査読有,第12号,49-58,2017.

柳本雄次,滋賀県のめざす特別支援教育のあり方,運動障害教育・福祉研究,査読有,第12号,75-87,2017.

柳本雄次,群馬県における特別支援学校分校の本校化,運動障害教育・福祉研究,査読有,第12号,106-112,2017.

柳本雄次,横浜市の通常学校併設の小規模特別支援学校の動向,運動障害教育・福祉研究,査読有,第12号,113-117,2017.

柳本雄次,川崎市のたんぽぼ学級の特別支援学校分教室への移行,運動障害教育・福祉研究,査読有,第12号,118-123,2017.

柳本雄次,通常学校に設置された特別支援学校分校・分教室に関する研究(2)-都道府県の特別支援教育推進計画と先進的な取り組み-,常葉大学教育学部紀要,査読無,第35号,247-267,2015.

柳本雄次,静岡県における通常学校に設置された特別支援学校分校・分教室に関する研究(1)-全国的動向と先進的分校の事例研究-,常葉学園大学教育学部紀要,査読無,第33号,247-261,2013.

〔学会発表〕(計5件)

柳本雄次,通常学校設置の特別支援学校分校・分教室の現状及び課題 分校・分教室設置の目的・理念と類型化を中心に,日本特殊教育学会第54回大会,2016年9月18日,新潟県・新潟市.

柳本雄次他,特別支援学校分校・分教室の現状と今後の展望(4),日本特殊教育学会第54回大会,2016年9月17日,新潟県・新潟市.

柳本雄次他,特別支援学校分校・分教室の現状と今後の展望(3),日本特殊教育学会第53回大会,2015年9月20日,宮城県・仙台市.

柳本雄次他,特別支援学校分校・分教室の現状と今後の展望(2),日本特殊教育学会第52回大会,2014年9月21日,高知県・高知市.

柳本雄次他,特別支援学校分校・分教室の現状と今後の展望,日本特殊教育学会第51回大会,2013年8月30日,東京都・日野市.

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柳本 雄次 (YANAGIMOTO Yuji)
東京家政大学・子ども学部・教授
研究者番号：30114143

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者

(4) 研究協力者

石田 祥代 (ISHIDA Sachiyo)
東京成徳大学・応用心理学部・教授
長崎 良夫 (NAGASAKI Yoshio)
静岡県立東部特別支援学校伊豆下田分校・副校長
西 禎憲 (NISHI Yoshinori)
大阪府立むらの高等支援学校・教諭
大中 美幸 (OHNAKA Miyuki)
兵庫県立阪神昆陽特別支援学校・主幹教諭
須藤 典征 (SUDO Norimasa)
東京福祉大学・教育学部・講師
高橋 幹則 (TAKAHASHI Mikinori)
山形県立米沢養護学校・校長
滝坂 信一 (TAKISAKA Shinichi)
帝京科学大学・生命環境学部・教授
田幸 康宏 (TAKO Yasuhiro)
須崎市立須坂小学校・教諭
浦崎 源次 (URASAKI Genji)
群馬大学・教育学部・教授
渡辺 大倫 (WATANABE Hiromichi)
愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎・教諭
山田 浩昭 (YAMADA Hiroaki)
静岡県立東部特別支援学校川奈分校・副校長
山下 博幹 (YAMASHITA Hiroki)
香川県立香川東部養護学校・教諭